

訪問看護医療D X 情報活用加算に伴うお知らせ

2024 年診療報酬改定に伴い、オンライン資格確認等システムが導入されることを踏まえ、当ステーションでは訪問時間等に利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しています。

これにより訪問看護医療D X 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療D X 情報活用加算 50 円／月

【訪問看護医療D X 情報活用加算の施設基準】

- ① 電子情報処理組織の使用による請求（オンライン請求）を行っている。
- ② 電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有している。
- ③ 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報を取得・活用できる体制を有している。
- ④ 医療D X 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。具体的には次に掲げる事項を掲載していること。
 - （ア）看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施していること。
 - （イ）マイナ保険証の利用を促進する等、医療D X を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいること。
- ⑤ 上記④の掲示事項について、ウェブサイトに掲載している。



2025 年 1 月 1 日

訪問看護ステーションよつば